

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



相続した実家の空き家は、放っておけば、劣化したり、問題化すること 空き家対策は「売る」「貸す」「壊す」の3つで、それぞれにメリット、 ットがある。まずは空き家をどうするか家族で話し合うことから。

と気にはなっていても、何をすれば良いか 上で必要な「正しい知識」をご紹介します。 相続された空き家について、具体的な3つの 3つしかありません。本稿では、ご自身が 家対策の第一歩目を踏み出しましょう。 すべきこと、今からできることを知り、 いて問題化してしまうのが わからない。 対策の中からどれを実行するかを決断する きく分けて、①売る、②貸す、③壊す、の 実は、空き家の具体的な対策方法は、大 空き家の実家を相続し、「どうしようか…」 どうすれ 手をつけないまま、放ってお ばい ?

、空き

情報収集から始めましょう。空き家関連NPOに相談し、 まずは、 自治体の窓口や

的

支援内容や要件は異なりますが、 の情報を入手しましょう。 自治体の窓口では、 まず空き家支援制度 自治体によって 具体的に

なります

具体的な課題 ることで、

が判明し、

次の行動の指針と

6

マンションの場合は管理規約・

実現までに何を行えば良いかの

(5) 4

ります。助成金などは募集件数が限られて 道具の撤去費用等の一部補助等)などがあ は空き家改修支援 部補助等)、空き家片付け管理支援 ることも多く、 早くに情報を掴んでおく (改修費や耐震改修費 (家財 0

ば、

空き家を「売る」「貸す」ことができま

例

えば、

まだ相続登記が済んでいなけ

せんので、「まずは、

相続登記の件で、

ば、 こちらは、 劣化具合はもちろん、 把握しましょう。ひと口に空き家と言って ある地域に空き家関連のNPOなどがあれ も、その実態は様々です。建物の構造や立地 の関係性、 次に、ご自身が相続した空き家の状態を 自治体の相談員の他、 隣家との関係性など様々です。 登記の問題や相続人 空き家が

間

ご自身の行いたいことを相談員にお伝えす になって相談員を訪れることにより、 の準備物です。後述する基本資料をお持ち ここでのポイントは、相談員に相談する前 ?な議論が期待できます。 空き家の現状と 建設

化する前に始めておきたい 司法書士法人ソレイユ 代表司法書士 杉谷 範子

[すぎたに・のりこ] 東京銀行(現三菱 UFJ 銀行) 経て、2003年司法書士登録。家 族信託の第一人者として、NHK あさイチ、クローズアップ現代+、 ニュースウォッチ9などのメディ アに出演。「知識ゼロからの空き 家対策」(幻冬舎)等執筆多数。

• • • •

た

実家の空き家対策

問

題

(一社) 実家信託協会 理事長 司法書士法人ソレイユ 司法書士

譲矢 恵一郎 [ゆずりや・けいいちろう] 福島県会津出身・在住。2016年 司法書士登録。「家族信託・任意 後見・遺言」による相続対策業務 が専門。また、実家の家族信託(実 家信託)で、介護と空き家の問題を 予防する活動(実家信託アドバイ ザー養成講座運営)も積極的に 行う。(一社) 実家信託協会 理事。

相続した実 家の空き家 は

「空き家」です。 と良いと思います 13

も大切です。

です。場合によっては専門家を紹介してもら

えることもありますので、質問してみること

書士に相談に行くことから始めよう」

一など

是非相談してみてください。

空き家を把握するための基本資料

相談するのか」

を把握

基本資料を集めて「どんな

空き家の固定資産税課税明細書

空き家の登記事項証明書・公図 分もあるとなお良い (底地の

2 1

購入時(増改築時)の書類

3

❶ 売買契約書等 2 重要事項説明書

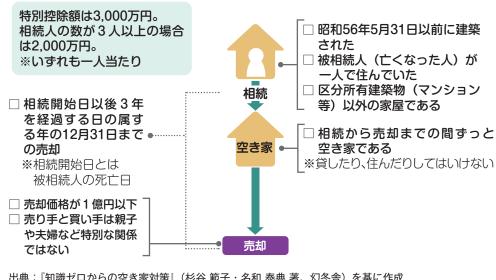
3 領収書)

確定測量図 (地積測量図

境界確定の協議書 境界に関する書面等) (隣地の方と交わした

48

【図表1】被相続人の居住用財産を譲渡した場合の 特別控除(空き家特例)が適用できる要件



出典:『知識ゼロからの空き家対策』(杉谷 範子・名和 泰典 著、幻冬舎)を基に作成

用

こと、 詳しく見ていきたいと思います などが挙げられます メリットやデメリットについて、

比較し ットとデメリット

リットとデメリットを把握する必要があり 具体的な対策を行う上では、

なくなること、 収入が得られること、 と、仲介手数料・測量等の費用・譲渡所得税 しては、思い入れのある物を失ってしまうこ などが挙げられます。 かかるといったことが挙げられます 「売る」 管理の手間がなくなること、 固定資産税がかから 一方でデメリットと

借り こともできるなどが挙げられます。 デメリットとしては、 家賃収入が得られること、 れのある家を壊さずにすむこと、 が 「貸す」 手 か が る 場合のメリットですが、 つかない不安などが挙げられま 管理の手間と時 リフォームや修繕費 将来自分が使う 間 がか 定期的に 思 かる、 方、

ゼロになります。

し

かし、

400万円程度の税金がかります して2500万円で売った場合、

間と時間がいらなくなる、 、メリットとしては、固定資産税が高くなる 車場など活用の場が広がるなどがあり 壊す」ことのメリットは、 空き家の解体や整地に費用 立地によっては 家の管理の手 がかかる

駐

て活用法を絞り込む

売る

売却代金

から

いら「諸費用が

を差し引いた金額

それぞれメ

ら送付されます。

② は、

(またはその相続

人

それぞれの基本資料の入手方法

毎年4月~6月頃、

空き家の

所

法務局で取得できます。

窓口での交付請求 どちらも最寄り 宛てに市区町村

⑥は通常はご自宅で保管されています

オンラインでの交付請求もできます。

場合のメリットは、 すぐに現金

ので、 大きな金額が控除される空き家特例 必ずチェックしましょう お持ちの空き家が特例を使えるか 【図表1]。

申告をしなければ控除は受けられま 【図表2】で手続きの流れを確認しましょう。 あればぜひ利用したいものですが、 000万円または2000万円とい うせん。 確 適 定 用 う

返ってこないのでは?」と不安に思う人も 人に家を貸すとなると「一度貸したら、 更地にすることも なら、将来、家族が使ったり、 「貸す①」「定期借家契 約

それぞれ

空き家特例が適用になれば税金は 節税効果が非常に大きい 手元に残る金額を大き 相続した空き家を壊 などの税 ***** が相場 家 け 1) 「昭和55年建築で解体費用は250万円、 取得費は不明、 被相続人が20年間所有」を想定しています。

通

金の優遇措置です。

く左右するのが「空き家特例」

ではありません。

を売った代金がそのまま手元に残るわ

はインターネットで調べられます

ただし、

諸費用などがかかるの

で、

「いくらで売れるか」でしょう。

大体

.. の

売る場合で一番気になるのは、

B

は

【図表2】	被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除(空き家特例)の手続き
STEP · 1	空き家の所在地の市区町村役場で申請手続きをする 【 用意する資料】 □ 被相続人居住用家屋等確認書(申請書)※国土交通省や自治体のホームページから入手できる □ 被相続人の除票住民票の写し □ 当該家屋の取り壊し・除去・滅失時の相続人の住民票の写し □ 当該家屋の取り壊し・除去・滅失後の敷地等の売買契約書のコピー等 □ 当該家屋の除去工事の請負契約書のコピー等 □ 以下の書類のいずれか1つ ・電気・ガスの閉栓証明書 ・水道の使用廃止届出書 ・宅地事業者による「空き家でかつ除却または取り壊しの予定があること」を表示して広告していることを証する書面のコピー □ 取り壊し・除去・滅失時から敷地等の譲渡時までの当該敷地等の使用状況がわかる写真 □ 取り壊し・除去・滅失時から敷地等の譲渡時までの当該敷地等における相続人の固定資産課税台帳(または固定資産税課税明細書)のコピー
STEP · 2	確認書の交付 市区町村役場で審査を行い、要件を満たしている ことが確認されれば、確認書が交付される
STEP · 3	確定申告をする 売却した翌年2月16日~3月15日までに、自分の 1 で た ご 期 ま 約 は 従 住所地を管轄する税務署に確定申告を行う 2 。 と が は 歴 報 史

確認書以外にも必要な書類があるので、ゆとりを もって準備する

【必要な書類】

被相続人居住用家屋等確認書(申請書)

譲渡所得の内訳書

□ 確定申告書

※「譲渡所得の内訳書」と「確定申告書」は国税庁のホ ページの確定申告書等作成コー から入手できる

□ 登記事項証明書等

になるでしょう。

通借家契約で基本的にはずっと貸すこと

ただし、「DIY型賃貸借」の場合は、普

□ 売買契約書のコピー -等(建物も併せて売却した場合、耐震 基準適合証明書または建設住宅性能評価書の写しが必要)

出典:『知識ゼロからの空き家対策』(杉谷 範子・名和 泰典 著、幻冬舎) を基に作成

ということが挙げられます。

時に原状回復の費用を支払わなくても良い 自己負担で行う分、賃料が安くなる、③退去 うに自分の好みで改修できる、②DIYを 価値が上がる可能性がある、などです。

借主のメリットとしては、①持ち家のよ

入居が見込まれる、

③DIYで設備などの

らない、②借主負担でDIYをするので長期 貸せるのでリフォームの費用や手間がかか

めに創設されたのが「定期借家契約」です。 いるでしょう。こうした不安を解消するた んでした。しかし、定期借家契約なら <mark>か可能</mark>です。将来の予定に合わせて貸し か満了すれば確実に退去してもらう **難しく、立退料を支払わなければなり** 米の借家契約では、貸主からの中途解 ただし、賃料は普通借家契約に比べて 度貸してから売るという選択も可能

割ほど安くなる場合があります

そのままの状態で貸し出すことも可能です。 借主が改修できる「DーY型賃貸借」なら

貸主のメリットとしては、①現状のまま

貸す②

「DIY型賃貸借」は

のリフォームが必要になります。しかし、 賃貸物件として出す場合には、それなり 貸主、借主の双方にメリットがある

DIY型賃貸借」や サブリース」という方法も

サブリース

オームなどを実施し、別の借主にまた貸-事業者などが、空き家を借り上げて、リフ

する「サブリース」という形もあります。

不動産会社等がまた貸しする

不動産会社やリノベーション会社、介護系



『知識ゼロからの空き家対策』 杉谷 範子・名和 泰典 著

[幻冬舎、2021年9月、1,430円]

巻き込まれる可能性もあります。 の管理業務が不十分だったために建物の修 さらに、不動産会社等から、賃料減額や中 料は大体80%から90%と言われています。 からの賃料収入は低くなり、保証される賃 繕費がかさんだり、入居者とのトラブルに 途解約を求められることや、不動産会社等 より安くなること、②賃料減額や中途解約 などのトラブルの可能性、があります。 直接貸し出す場合と比べて不動産会社等

活用法が決まってから 【壊す】解体するのは土地 の

④ 更地として売却する

解体して更地にした土地をそのまま売却

更地にすると住宅用地の特例が外されるの ます。さらに、壊したはいいものの、再建築 て契約を済ませてから行うのが鉄則です。 空き家の解体は、土地の活用法が決まっ 固定資産税は最大6倍になってしまい

> できません。 不可の土地などの場合には、売ることすら

賃料収入が得られる、

②管理業務の手間が

サブリースのメリットは、

①安定した

省ける、ということが挙げられます。

重要なのは、その地域の重要性を考える

例えば次のような方法があります。 相談して決めましょう。 て売却するのが一般的です。「幹線道路に ことです。普通の住宅街なら住宅用地とし 込めるかもしれません。専門家などによく 面している、商業地域にある、敷地が広い などの場合は、事業用地としての利用も見 活用の仕方として

① 借地として貸す

などを行うため管理の手間が省けるだけで

不動産会社等が入居者の募集や契約手続き

なく、トラブルの回避にもつながります。

方、デメリットとしては、①賃料が通常

サブリース契約は不動産会社等から安定し

り、収入が不安定になることもありますが

通常の賃貸借契約では空き家リスクがあ

て賃料収入を得ることができます。また、

の定期借地で貸し出す。市街化調整区域な ら貸農園に転用する方法もあります。 資材置き場などの事業用地として長期間

② アパートなどを建てる

資金が必要となります。 貸経営を始める方法もありますが、 広い土地なら、アパートなどを建て、 多額の 賃

③ 太陽光システムを設置する

事業者が行うので貸主の負担はありません。 期借地で貸し出す。システムの設置・運営は 太陽光発電の設置義務を行う事業者に定

(5))駐車場にする

できるかのチェックは必ず行ってください。

ただし、前述の通り、解体する前に売却が する。手間をかけずに現金化できます。

月極駐車場は比較的低コストで始められ

る方法です。コインパーキングの場合は、 任せる方式です。 事業者に定期借地で貸し出し、工事・運営を

⑥ コンテナや自動販売機を設置する

合は、事業者が設置・運営を行います。 ことも可能です。自動販売機を設置する場 貸倉庫経営もできますし、事業者に任せる 駐車スペースがあればコンテナを設置し、

空き家は「問題化」誰かが話を切り出さなければ

しまうのです。 なったはずの物件でも、活用できなくなって どんどん劣化してしまいます。 活用法も管理方法も決められず、空き家は ことです。ここを先延ばしにしていると、 のは、空き家をどうするか家族で話し合う いたしましたが、いかがでしたでしょうか。 空き家対策で、まずしなければならない 空き家の相続後の活用法についてご説明 「富動産」に

早すぎることはありません。ぜひ、自分から てしまったら、空き家の活用はますます困難 のご検討をお祈り申し上げております 家族に話を切り出してみてください。 名義を移しておくことも選択肢の一つです。 を超えていたら、家族信託で子どもなどに になってしまいます。もし、 空き家対策は、 所有者や相続人の誰かが判断能力を失っ 遅すぎることはあっても 所有者が70歳